

第 2 部 各国における地理的表示保護

1. 中国

1.1. 地理的表示を保護する制度の概要

中国では、3 種の地理的表示（GI）の保護制度が併存している。1999 年に品質規格に基づく GI 保護制度が整備され、次いで 2001 年の WTO 加入と「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS 協定）」適用を契機に商標法による GI 保護体制が確立された。その後、2007 年になって、国内の農産物振興の観点から農産物地理的表示登録制度が制定された。制定時は 3 種の保護制度を別の部門が所管していたが、2018 年の国務院機構改革に伴い、前 2 者は国務院直属として新設された国家市場監督管理総局が管理する国家局の一つ知識産権局に、後者は農業部が改組された農業農村部の所轄に再編されている。

現在、国務院機構改革に伴う GI 制度の統合・見直しが検討されており、2019 年 10 月には知識産権局の管轄する 2 種の保護制度について、マークが統一されることが公告された¹。制度そのものについては当面現行体制が維持される見込みであるが²、電子申請窓口の共通化や権利侵害申立て窓口の一体化³など、一部統合の動きがある。

表 1 中国の地理的表示を保護する制度の概要

タイプ	主管当局	マーク	根拠法・ 主な関連条例等	日本からの 登録
商標法 による 保護	知識産権局 商標局	 2020 年 12 月まで	-商標法 -商標法实施条例 -団体商標、証明商標の登録及び管理弁法	○
品質規格による 保護	知識産権局	 2020 年 12 月まで	-製品品質法 -標準化法 -輸出入商品検査法 -地理的表示産品保護規定	○
農業 振興 目的	農業農村部 農産品品質 安全監督 センター		-農業法 -農産物品質安全法 -農産物地理的表示の管理弁法 -農産物地理的表示登録手続及び農産品地理的表示使用規範	○

¹ 国家知識産権局公告 第 332 号 <http://www.sipo.gov.cn/docs/20191017141215738568.pdf>

² 知識産権局ヒアリング

³ 国家市場監督管理総局は 2019 年 11 月 30 日、「市場監督管理クレーム処理暫定弁法」を公布し、2020 年 1 月 1 日より施行されている。これにより、権利侵害申立て窓口が一体化された。

2020 年 1 月現在では、この 3 つの保護制度は、それぞれ独立した保護体系となっており、権利範囲や保護の目的が異なる。同一製品について、それぞれの登録/登記条件を満たすことができれば、同一申請主体が 3 つの保護を同時に申請することが可能である。以下に、3 制度の概要を示す。

(1) 商標法に基づく地理的表示保護制度

中国は 1985 年に「工業所有権の保護に関するパリ条約」に加盟し、原産地等の虚偽表示の取締（同条約 10 条）等の履行義務を負った。1989 年になって中国は「標章の国際登録に関するマドリッド協定」に加盟、1993 年には商標法の第 1 次改訂と商標法実施細則の第 2 次改訂によって、団体商標、証明商標を商標法に含めることを明示し、1994 年に「団体商標、証明商標の登録及び管理弁法」を公布した。

中国は 2001 年 12 月に WTO に加盟したが、加盟交渉の中で TRIPS 協定に対応するため、商標法の改正により GI 保護について特別規定を設けることを約束し、2001 年 10 月の商標法第 2 次改訂を実施⁴、翌年 8 月に商標法実施条例を制定し、GI が団体商標または証明商標として登録できることを規定した。さらに、2003 年 4 月に工商総局は、「団体商標、証明商標の登録及び管理弁法」を公布し、GI 登録・管理方法を定めた⁵。

また、2018 年の国務院機構改革により、工商総局は廃止となり、商標局は、国務院傘下に新設された国家局の一つである知識産権局（国務院直属の国家市場監督管理総局が管理する）の管轄となった。

表 2 中国の商標法に基づく地理的表示保護制度に係る主な現行の法令・規則等
(2019 年 10 月現在)

- 商標法⁶（1982 年 8 月 23 日制定、最新改訂は 2019 年 4 月 23 日第 4 次改訂）
- 商標法実施条例⁷（2002 年 8 月 3 日制定、2014 年 4 月 29 日改訂）
- 団体商標、証明商標の登録及び管理弁法⁸（2003 年 4 月 17 日公布、2003 年 6 月 1 日施行）
- 地名商標製品の専用マーク管理規則⁹（2003 年 4 月 17 日）*新しいマークへの統合に向け改訂準備中。
- 商標審査及び審理基準¹⁰（最新改訂 2016 年 12 月）

⁴ 商標法はその後 2013 年、2019 年に改訂があったが、地理的表示に関して特段の変更はない。

⁵ これによって、1994 年制定の「団体商標、証明商標の登録及び管理弁法」は廃止となった。

⁶ 「中華人民共和國商標法（2019 年第 4 次改訂版）（中华人民共和国商標法）」

原文：http://www.npc.gov.cn/zgrdw/npc/xinwen/2019-05/07/content_2086832.htm

商標法（2013 年第 3 次改訂版）の日本語訳は以下参照のこと。2019 年改訂版で地理的表示についての部分について変更はなかった。

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/regulation/20140501_2_rev.pdf

⁷ 「中華人民共和國商標法実施條例（2014 年改訂版）（中华人民共和国商標法實施條例）」

原文：http://www.sipo.gov.cn/zcfg/zcfgflfg/flfgsb/xzfg_sb/1063526.htm

日本語訳：https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/admin/20140501_rev.pdf

⁸ 「中華人民共和國國家工商行政管理總局令 第 6 号 団体商標、証明商標の登録及び管理弁法（集体商標、证明商标注册和管理办法）」

原文：http://sbj.cnipa.gov.cn/zcfg/sbxzg/200906/t20090603_232861.html

日本語訳：https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/section/20030417-1a.pdf

⁹ 「地名商標製品の専用マーク管理規則（地理标志产品专用标志管理办法）」

原文：http://sbj.cnipa.gov.cn/zcfg/sbgfxwj/200702/t20070206_232898.html

日本語：https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/section/20070201.pdf

¹⁰ 「商標審査及び審理基準（商標审查及审理标准）」

原文：http://sbj.cnipa.gov.cn/tzgg/201701/t20170104_233075.html

日本語：https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/section/20170105_1.pdf

(2) 製品品質法に基づく地理的表示保護制度

品質規格に基づく GI 保護制度は、フランスの GI 制度の影響を受けたもので、1999 年に「製品品質法」に依拠する「原産地域産品保護規定」として国家品質技術監督局により発布された。2001 年に同局は国家出入境検検疫局と統合され、国家品質監督検検疫総局（質検総局）が設立された。2005 年に、「製品品質法」、「標準化法」、「輸出入商品検査法」等の法律に基づき、質検総局が「地理的表示産品保護規定」を発布、1999 年の「原産地域産品保護規定」が廃止となった。2009 年に入って、同局では、「地理的表示産品保護業務細則」を交付するとともに、申請書等の必要書類の書式を統一した。さらに 2016 年、同局は、外国産品の GI 保護方法の明確化のため、「地理的表示産品保護規定」に基づき、「国外地理的表示産品保護弁法」を発布した。なお、「国外地理的表示産品保護弁法」は 2019 年 11 月に改訂されている。また、2018 年の国务院機構改革により、質検総局は廃止され、製品品質法に基づく GI 保護制度も知識産権局の管轄となった。

表 3 中国の製品品質法に基づく地理的表示保護制度に係る主な現行の法令・規則等
(2019 年 11 月現在)

- 製品品質法¹¹（1993 年 12 月 29 日制定、最新改訂は 2018 年 12 月 29 日）
- 標準化法¹²（1998 年 12 月 29 日制定、最新改訂は 2017 年 11 月 4 日）
- 輸出入商品検査法¹³（2002 年 4 月 28 日制定、最新改訂は 2018 年 12 月 29 日）
- 地理的表示産品保護規定¹⁴（2005 年 5 月 16 日制定、2005 年 6 月 7 日公布、2005 年 7 月 15 日施行）
- 地理的表示産品保護施行細則¹⁵（2009 年 5 月 21 日通知）
- 国外地理的表示産品保護方法¹⁶（2016 年 3 月 28 日制定、2019 年 11 月 27 日改訂）

(3) 農業法に基づく農産物地理的表示登録制度

2007 年に中国農業部は、農産物の市場競争力を向上させることを目的に、「農業法」、「農産物品質安全法」の関連規定に基づき、「農産物地理的表示管理規則」を策定した。翌年には「農産物地理的表示登録手続及び農産物地理的表示使用規範」を発布し、これにより農産物 GI の登録管理制度が発足した。その

¹¹ 「中華人民共和国製品品質法（中华人民共和国产品质量法）」2018 年改訂版

原文：http://gkml.samr.gov.cn/nsjg/zlfzj/201902/t20190225_291234.html

2000 年改訂版の日本語訳：https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/regulation/20000708.pdf

¹² 「中華人民共和国標準化法（中华人民共和国标准化法）」2017 年改訂版

原文：http://zfs.mee.gov.cn/fl/201805/t20180514_439413.shtml

日本語訳：https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/regulation/20180101-1_rjp.pdf

¹³ 「中華人民共和国輸出入商品検査法（中华人民共和国进出口商品检验法）」2018 年改訂版

原文：http://www.moj.gov.cn/Department/content/2019-01/17/592_227081.html

2002 年版の日本語訳：http://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/pdf/kariyaku_1.pdf

¹⁴ 「国家品質監督検検疫総局令 第 78 号 地理的表示産品保護規定（地理标志产品保护规定）」

原文：http://www.aqsiq.gov.cn/xgk_13386/jlgg_12538/zjl/20052006/200610/t20061027_239289.htm

日本語訳：https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/section/20050607.pdf

¹⁵ 「地理表示産品保護施行細則（地理的表示産品保護施行細則（国质检科〔2009〕222 号））」

原文：http://kjs.aqsiq.gov.cn/dlbzcpbhwz/zcfg/zxczxx/201011/t20101115_168661.htm

¹⁶ 「国外地理的表示産品保護方法（国外地理标志产品保护办法）」

原文・英語対訳：https://www.origin-gi.com/images/stories/PDFs/English/oriGI_n_Alert/measures-on-protection-of-foreign-gis-under-aqsiq-1.pdf 日本語訳：付属資料参照

後、一連の関連規則やガイドラインを整備している。農業部は 2017 年には外国産品の GI 登録の規則を示すため、「農産物地理的表示管理規則」に基づき策定された「国外農産物地理的表示登録審査規定」を発布した。また、2018 年に農業部は農業農村部に改組された。

表 4 中国の農業法に基づく地理的表示保護制度に係る主な現行の法令・規則等
(2019 年 10 月現在)

- 農業法¹⁷ (1993 年 7 月 2 日制定、最新改訂は 2012 年 12 月 28 日第 2 次改訂)
- 農産物品質安全法¹⁸ (2006 年 4 月 29 日制定、2006 年 11 月 1 日施行)
- 農産物地理的表示管理弁法¹⁹ (2007 年 12 月 6 日制定、2007 年 12 月 25 日公布、2008 年 2 月 1 日施行)
- 農産物地理的表示登録手続及び農産品地理的表示使用規範²⁰ (2018 年 8 月 8 日交付)
- 国外農産物地理的表示登録審査規定²¹ (2017 年 3 月 1 日公布)
- 農産物地理的表示登録審査ガイドライン²² (2017 年 12 月)
- 農産物地理的表示登録専門家審査規範、農産品地理的表示登録審査準則、全国農産物地理的表示調査員登録管理方法²³ (2013 年 3 月)
- その他関連規範・申請関連書式等²⁴
 - ・ 農産物地理的表示登録申請書
 - ・ 農産物地理的表示産品名称審査規範
 - ・ 農産物地理的表示登録申請人資格確認評定規範
 - ・ 農産物地理的表示産品地域分布図制定規範
 - ・ 農産物地理的表示品質コントロール技術規範
 - ・ 農産物地理的表示産品品質鑑定規範
 - ・ 農産物地理的表示産品官能品質鑑評規範
 - ・ 農産物地理的表示登録審査若干問題の説明、等

¹⁷ 「中華人民共和國農業法（中華人民共和國農業法）」

原文：http://www.npc.gov.cn/zgrdw/npc/zfjc/zfjcelys/2012-12/29/content_1950012.htm

第 23 条に規定の要件を満たせば農産品地理的表示の使用を申請できる旨、第 49 条に国家が農産品地理的表示を含む知的財産を保護する旨を記載

¹⁸ 「中華人民共和國農産物品質安全法（中華人民共和國農産品質量安全法）」

原文：http://www.gov.cn/jrzq/2006-04/29/content_271165.htm

日本語訳：https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/foods/pdf/sanitation_006.pdf

¹⁹ 「農産物地理的表示管理弁法（農産品地理标志管理办法）」

原文：http://jiuban.moa.gov.cn/zwl/m/tzgg/bl/200801/t20080109_951594.htm

日本語訳：https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/section/20071225.pdf

²⁰ 「中華人民共和國農業部公告第 2071 号（中華人民共和國農業部公告第 1071 号）」

原文：http://www.moa.gov.cn/govpublic/SCYJJXXS/201006/t20100606_1533085.htm

²¹ 「「国外農産品地理的表示登録審査規定」制定の通知（关于印发《国外农产品地理标志登记审查规定》的通知）」

原文：http://www.aqsc.agri.cn/tzgg/201712/t20171228_319992.htm

²² 「農産物地理的表示登録審査ガイドライン（農産品地理标志登记保护办事指南）」

原文：http://www.moa.gov.cn/fw/jdrz/201712/t20171219_6124244.htm

²³ 「農産物地理的表示登録専門家審査規範、農産品地理的表示登録審査準則、全国農産物地理的表示調査員登録管理方法発布の通知（关于印发《农产品地理标志登记专家评审规范》、《农产品地理标志登记审查准则》、《全国农产品地理标志核查员注册管理办法》的通知）」

原文：http://www.aqsc.agri.cn/zhxx/tztb/201303/t20130321_109573.htm

²⁴ 「農産物地理的表示管理 制度全集 2015 年版（农产品地理标志登记管理制度汇编(2015)）」

原文：<http://www.moa.gov.cn/sydw/lssp/ywzn/dlbzncp/zlxz/201711/P020171117599874879002.doc>

1.2. 地理的表示及び商標登録の要件・手続・費用

各法に基づく GI 登録要件には、下表のような違いがある。日本の GI 登録生産者団体が、中国での GI 登録を望む場合、基本的にはいずれの制度でも申請可能であるが、現地法律事務所への聞き取りによれば、商標法に基づく地理的表示団体商標が最も推奨される。

表 5 中国の地理的表示を保護する制度の登録要件等

根拠法	登録	日本からの登録	出願人の要件	海外出願	登録品目	有効期間
商標法	地理的表示 団体商標	○	当該地域内の構成員から成る団体・協会・その他の組織	制限なし	商品	10 年 (更新可)
	地理的表示 証明商標	○	商品品質を監督する能力を有する自然人・法人・その他組織			
品質管理法	地理的表示 登録	○	・ 県級以上の人民政府が指定した地理的表示産品保護申請機関 ・ 人民政府認定の協会・企業 ・ (外国産品の場合) 当該産品所在国/地域の地理的表示保護の現申請人	原産国での GI 登録必須	商品	5 年 (更新可)
農業法	農産物地理的表示登録	○	農民専業合作経済組織や業界協会等の組織	原産国での GI 登録必須	農産物	制限なし

現地法律事務所によれば、以下の点が注意点として挙げられた。

- 行政法規である地理的表示産品保護規定や農産物地理的表示管理弁法と比較して、商標法は法規範や法律執行の体系が整っており、侵害行為に対する罰則も厳しい。また、商標制度は処理件数が最も多く、出願・審査が比較的スムーズで、権利行使・侵害対応がしやすい。これら三制度はいずれも長く併存しており、制度そのものの認知度については大きな差はないものの、一般には商標法に基づく地理的表示団体商標/証明商標が明らかに知的財産権と認知されているのに比べ、その他の二つの GI 登録を知的財産権として認識している人は多くない。
- 農業農村部の農産物 GI 制度は推奨されない。中国国内の農産品については同制度の下で農業農村部の優遇支援策が得られるものの、外国産品については対象とならず、一般的には、侵害を取り締まるための農業農村部による自発的調査の対象にもならない。また、これまで同制度に基づく外国産品の登録実績はないことから、申請に際して予測できない困難に直面する可能性がある。
- 審査の基本的な流れについては三つの制度で大きな違いはないものの、商標法に関しては類似性審査が行われるため、出願前に先行調査を行うことが推奨される。
- より全面的な保護を受けるため、アルファベットだけでなく、中国語での登録が推奨される。
- 中国では地理的表示に関わる冒認出願や無断使用等が多く発生しており、地理的表示が一般名称化する前に、できるだけ早期に登録することが重要である。

1.2.1. 登録要件

(1) 商標法に基づく地理的表示の商標登録（証明商標または団体商標）

「商標法（法）²⁵」第 16 条において地理的表示の定義が示され、「商標法実施条例（条例）」第 4 条において、地理的表示は団体商標または証明商標として出願できると示されている。法第 3 条において、団体商標と証明商標がそれぞれ以下のように定義されている。

- ・ **団体商標**：団体商標とは、団体、協会またはその他の組織の名義で登録され、当該組織の構成員が商業活動の使用に供し、これを使用する者が当該組織の構成員資格を表示する標章をいう。
- ・ **証明商標**：証明商標とは、監督能力を有する組織の管理下にある特定の商品または役務に対して使用するものであって、かつ当該組織以外の事業単位または個人がその商品または役務について使用し、同商品または役務の原産地、原材料、製造方法、品質またはその他の特別な品質を証明するために用いる標章をいう。

登録/保護対象（法第 16 条）

対象は商品。商品の種類には制限がないため、農水産物やその加工品だけでなく、工業製品（手工芸品等）も保護の対象となる。

品質特性（法第 16 条、「商標審査及び審理基準（基準）」5-2-1）

法第 16 条では、「地理的表示とは、ある商品がその地域に由来することを示し、当該商品の特定の品質、社会的評価またはその他の特性が、主に当該地域の自然要因または人的要因によって形成されたものの表示をいう。」と定義されている。

出願人の要件（条例第 4 条、「団体商標、証明商標の登録及び管理弁法（弁法）」第 4 条、第 5 条、第 6 条）

出願人については、以下の定めがある。

- ・ **団体商標**：当該地理的表示に表記された地域範囲内の構成員によって構成される団体、協会、またはその他の組織。専門技術人員、専門検査設備等または委託する機構を有し、当該地理的表示の使用商品の特定品質を監督する能力を有する。
- ・ **証明商標**：自然人、法人、またはその他の組織。専門技術人員、専門検査設備等または委託する機構を有し、当該証明商標により証明される特定の商品品質を監督する能力を有する。

また、いずれの場合でも、国内の出願人の場合は当該地理的表示に表記される地域の人民政府または業種主管部門の批准公文書を得ている事、外国の出願人の場合はその名義で当該地理的表示が所属国で法的に保護された証明書を得ている事が必要である。

²⁵ 以下の法律・条令・規則等の訳文は 1.1 節に示した日本語訳におおむね従う。以下同様。

対象地域（管理弁法第 8 条、基準 5-2-3）

管理弁法第 8 条によれば、地域は現行の行政区画の名称、範囲に完全に一致する必要はない。基準では、以下のように対象地域を特定できている。

「地理的表示の表示する地域の生産地域の範囲は、県誌、農業誌、産品誌、年鑑、教科書に記載する地域の範囲であってもよく、地理的表示の表示する地域の県級以上の人民政府またはその 1 級上の業界主管部門から発行される地域範囲証明書類によって決まるものであってもよい。地理的表示の表示する地域範囲が一つの市、県内である場合、当該市、県の人民政府または業界主管部門が証明書類を発行するものとする。地域範囲が同一の省に属する二つ以上の市、県である場合、当該市、県の共通の 1 級上の人民政府または業界主管部門が証明文書を発行するものとする。省を跨る場合、中央人民政府の農業主管部門または対応する省の人民政府間で協議して解決するものとする。

生産地域の範囲は、次に掲げる方法のいずれかまたはそれらの組合せによって指定することができる。

- （一）行政区画
- （二）経緯度
- （三）自然環境中の山、川などの地理的特徴
- （四）地図上での表示（具体的な地理的範囲を地図上で示すこと）
- （五）その他の生産地域範囲を明確に特定することができる方式

（2） 製品品質法に基づく地理的表示の登録

登録/保護対象（「地理的表示産品保護規定（規定）」第 2 条）

対象は商品。商品の種類には制限がないため、農水産物やその加工品だけでなく、工業製品（手工芸品等）も保護の対象となる。

品質特性（規定第 2 条、「地理的表示産品保護施行細則（細則）」第 2 条）

特定の地域で産し、本質的に同産地の自然要因や人的要因によって決定される品質や社会的評価、その他の特性を持つこと。

細則第 2 条では地理的表示保護産品に申請できる産品の条件を以下のように示している。

- （一） 特定の地域で栽培・飼養され、その特別な品質、特性及び社会的評価が主に現地の自然要因により決まる産品、
- （二） 素材の全部が当該地域から提供され、その特別な品質、特性及び社会的評価が主に現地の自然環境及び人的要因により決まり、当該地域において特定の工程で生産される産品、
- （三） 素材の一部または全部が他の地域からのものであり、その特別な品質、特性及び社会的評価が主に産品の産地の自然要因及び人的要因により決まり、当該地域において特定の工程で生産及び加工される産品。

出願人の要件（規定第 8 条、「国外地理的表示産品保護方法（方法）」第 7 条）

規定第 8 条で、地理的表示産品保護の申請は、現地の県級以上の人民政府が指定した地理的表示産品保護申請機関、または人民政府が認定した協会と企業が提出し、かつ関連部門の意見を問う、と定めている。

なお、外国産品の場合は、方法第 7 条により、当該産品の所在国/地域の地理的表示保護の原申請人で、かつ原産国/地域の地理的表示管轄機関の推薦を得なければならない。

対象地域（規定第 9 条）

保護申請する産品が県の範囲内にある場合、県級人民政府が産地の範囲について建議を提出し、県を跨った場合、地市級人民政府が産地範囲について建議を提出する。地区級・市級人民政府の範囲を跨った場合、省級人民政府が産地の範囲について建議を提出する。

（3） 農業法に基づく地理的表示の登録

登録/保護対象（「農産物地理的表示管理弁法（弁法）」第 2 条）

対象は農産物（農業から由来する初級産品、即ち、農業活動において得られる植物、動物、微生物及びその産出品）に限る。

品質特性（弁法第 2 条、第 7 条）

弁法第 2 条で、表示対象農産物は特定の地域から由来し、産品の品質及び関連する特性²⁶が主に自然の生態的環境と歴史や人的要因によって決まり、且つ地域の名称で名づけられる、とされている。

第 7 条で、以下の要件を列記している。

- （一）その称呼が地理上区域の名称及び農産物の通用名称によって構成される。
- （二）産品に、独特な品質特性または特定の生産手法を有する。
- （三）産品の品質と特性が主に、独特な自然・生態的環境及び人的・歴史的な要因によって決まる。
- （四）産品の生産区域範囲が限定されている。
- （五）産地環境や産品の品質が、わが国の強制技術基準²⁷の要求事項に適合している。

出願人の要件（弁法第 8 条、「国外農産物地理的表示登録審査規定規定」第 6 条）

出願人は、農民專業合作經濟組織や業界協会等の組織で、県級以上の地方人民政府が以下の要件に基づ

²⁶ 「産品の品質または特性」が産地と結びついていれば十分とする TRIPS 協定や日本の GI 法の定義と異なり、「原産地名称の保護及び国際登録に関するリスボン協定」等の GI の定義に沿っているものである点は注目に値する。

²⁷ 中国国家標準については以下のサイトから検索可能。

http://www.gb688.cn/bzgk/gb/std_list_type?p.p1=1&p.p90=circulation_date&p.p91=desc

き選抜する。

- (一) 農産物地理的表示及びその産品を監督・管理する能力を有する；
- (二) 地理的表示対象農産物の生産、加工、販売について指導を提供する能力を備える；
- (三) 独自に民事的責任を負う能力を備える。

なお、海外の農産物で地理的表示を申請する場合、申請人は自国/地域の地理的表示登録主体またはその委任を受けた代理人でなければならない。

対象地域

規定では地域の特定方法についての特段の定めはない。

1.2.2. 登録手続

(1) 商標法に基づく地理的表示の商標登録

商標法に基づく地理的表示団体商標/証明商標の登録申請は、国家知識産権局商標局で行う。地理的表示保護統一電子受付プラットフォームを通じた電子申請も可能である。審査官が商標登録出願の書類及び実体審査をし、出願公告決定後、3 カ月間の異議申立期間を経て、登録される。申請から登録までの期間はおよそ 12 ヶ月程度である。登録の有効期限は 10 年間で、継続使用の場合には更新の必要がある。

出願登録に必要な主要な書類は以下のとおりである。(弁法第 7 条、「商標審査及び審理基準（基準）第 7 部分 5.1 節」)

1. 商標登録出願申請書（以下の内容を含む）
 - ・ 当該地理的表示産品の客観的存在及び社会的評価の状況に関する証明資料
 - ・ 地理的表示商品の特定の品質、社会的評価やその他の特性と、現地の自然要因、人的要因との関係の説明
 - ・ 地理的表示が示す地域範囲の区画に関連する資料
2. 出願人の主体資格証書の写し
3. 地理的表示に表記される地域の県級人民政府または県級以上の知識産権主管部門が発効した、当該地理的表示の登録申請を許可し、出願人が監督管理能力を持つ旨を示した書類
4. 地理的表示出願人（若しくは出願人が依頼する検査機構）が当該地理的表示を監督検査する能力を具備する証明材料
5. 地理的表示団体商標、証明商標の使用管理規則

なお、外国人/外国企業の場合は、原産国/地域で地理的表示保護を受けている証明を提出することが必要である。(弁法第 6 条)

出願登録の手続の流れを次頁図に示す。